特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年環境省・農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
第三十条　法第二十五条第一項の確認が容易にできる生物は、次の各号に定めるもの以外の生物とする。	**第三十条**　法第二十五条第一項の確認が容易にできる生物は、次の各号に定めるもの以外の生物とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　無尾目に属する種（別表第三の第一の四のイに掲げる種を除く。）の幼生	三　無尾目に属する種（別表第三の第一の四に掲げる種を除く。）の幼生

別表第一　未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）

項	種名	項	種名
第一　動物界		第一　動物界	
（略）		（略）	
四　両生綱		四　両生綱	
イ　無尾目		イ　無尾目	
(1)　ひきがえる科		(1)　ひきがえる科	
1	*Bufo*属（ヒキガエル属）に属する種のうち*Bufo cognatus*（プレーンズヒキガエル）、*Bufo debilis*（テキサスミドリヒキガエル）、*Bufo gargarizans miyakonis*（ミヤコヒキガエル）、*Bufo guttatus*（キンイロヒキガエル）、*Bufo japonicus*（ニホンヒキガエル）、*Bufo marinus*（オオヒキガエル）、*Bufo melanostictus*（ヘリグロヒキガエル）、*Bufo paracnemis*（ロココヒキガエル）、*Bufo punctatus*（アカボシヒキガエル）、*Bufo quercicus*（オークヒキガエル）、*Bufo regularis*（アフリカヒキガエル）、*Bufo speciosus*（テキサスヒキガエル）、*Bufo terrestris*（ナンブヒキガエル）、*Bufo torrenticola*（ナガレヒキガエル）、*Bufo typhonius*（コノハヒキガエル）、*Bufo valliceps*（ガルフコーストヒキガエル）及び*Bufo viridis*（ヨーロッパミドリヒキガエル）以外のもの	1	*Bufo*属（ヒキガエル属）に属する種のうち*Bufo cognatus*（プレーンズヒキガエル）、*Bufo debilis*（テキサスミドリヒキガエル）、*Bufo gargarizans miyakonis*（ミヤコヒキガエル）、*Bufo guttatus*（キンイロヒキガエル）、*Bufo japonicus*（ニホンヒキガエル）、*Bufo marinus*（オオヒキガエル）、*Bufo melanostictus*（ヘリグロヒキガエル）、*Bufo paracnemis*（ロココヒキガエル）、*Bufo punctatus*（アカボシヒキガエル）、*Bufo quercicus*（オークヒキガエル）、*Bufo speciosus*（テキサスヒキガエル）、*Bufo terrestris*（ナンブヒキガエル）、*Bufo torrenticola*（ナガレヒキガエル）、*Bufo typhonius*（コノハヒキガエル）、*Bufo valliceps*（ガルフコーストヒキガエル）及び*Bufo viridis*（ヨーロッパミドリヒキガエル）以外のもの
（略）		（略）	

別表第三　種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）

項	種名	項	種名
第一　動物界		第一　動物界	
（略）		（略）	
四　両生綱		四　両生綱	
イ　無尾目		イ　無尾目	
（略）		（略）	